

学生が学外実習先での針刺し事故等が起こった場合の取り扱いについて

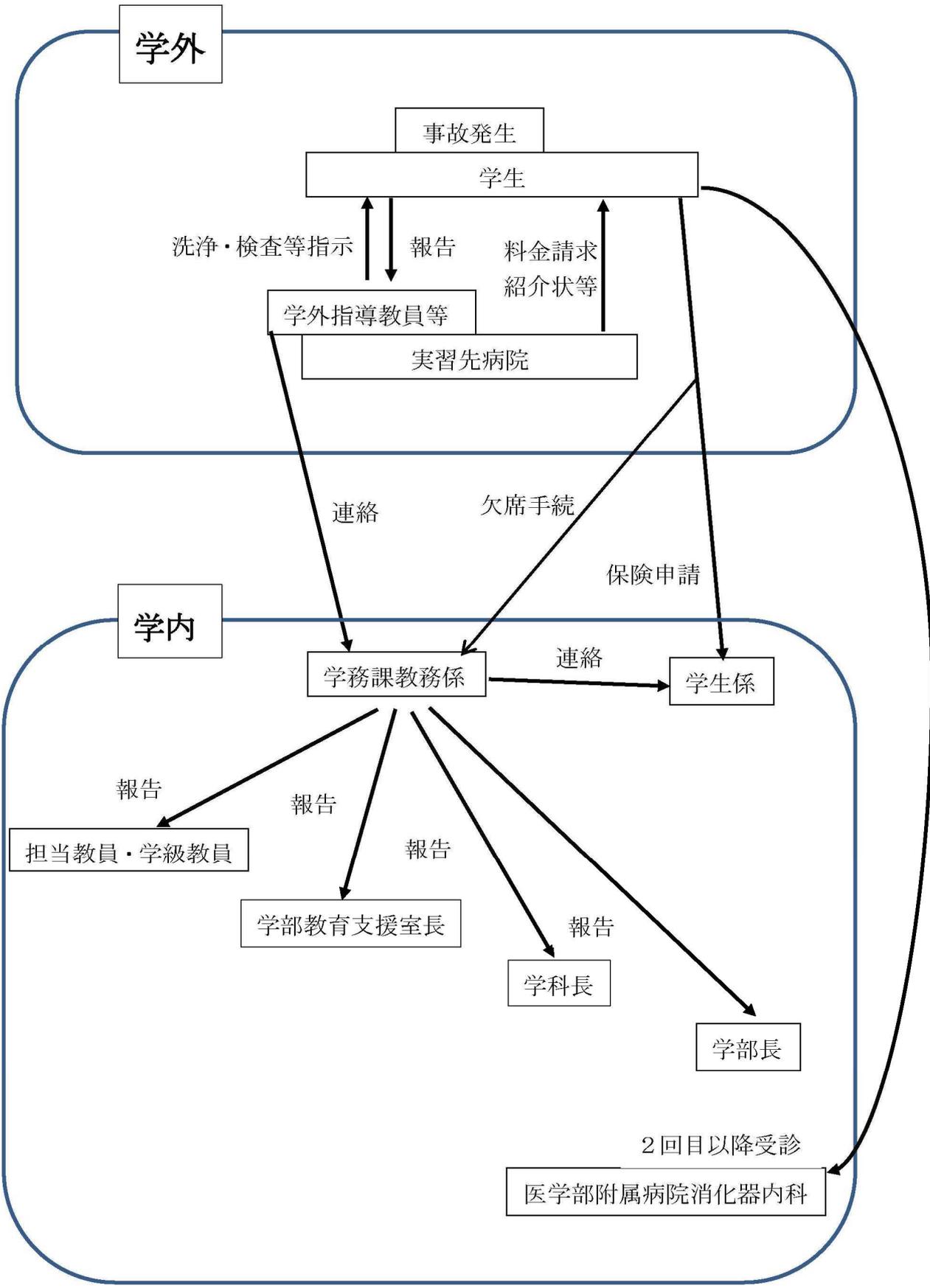
平成27年 5月27日

教授会承認

学生が学外実習先での針刺し事故等が起こった場合は、以下のように取り扱うこと。

なお、指導教員とは当該施設における指導教員をさし、担当教員とは本学における指導教員等をさす。

1. 実習中に針刺し事故等が発生。(粘膜曝露なども含む)
2. 当該学生は直ちに指導教員等に事故内容を報告し、患部を洗浄する等の行為を、指導教員等に指示を受けて行う。
3. 指導教員は、当該施設で定められた感染対策マニュアル等に従い、当該学生に患部の洗浄等の指示を行うとともに、当該施設で定められたマニュアルに沿って、職員の針刺し事故等と同様に扱う。また、検査等にかかった料金は当該学生に請求する。なお、追跡検査については鳥取大学医学部附属病院消化器内科にて行えるよう、紹介状の作成および暴露源や暴露者の検査結果の送付準備を行う。
4. 指導教員等は、事故の内容等を、鳥取大学医学部学務課教務係(電話：0859-38-7094)まで連絡を入れる。
5. 連絡を受けた学務課教務係は、学外実習において針刺し事故等が起こった旨と、当該学生の状況及び事故の状況を「担当教員」または「学級教員」、「学部教育支援室長」、「学科長」及び「学部長」に報告する。
6. 教務係は、学生係に、該当学生の氏名と針刺し事故等の状況を伝える。
7. 教務係より連絡を受けた学生係は、学生が加入している保険について確認後、適宜保険の手続きについて、連絡を取る。
8. 当該学生は後日、学務課教務係にて、欠席等の手続きを、学生係にて保険等の手続きを行う。



学外

事故発生

学生

洗浄・検査等指示

報告

料金請求
紹介状等

学外指導教員等

実習先病院

連絡

欠席手続

保険申請

学内

学務課教務係

学生係

連絡

報告

担当教員・学級教員

報告

学部教育支援室長

報告

学科長

報告

学部長

2回目以降受診

医学部附属病院消化器内科